

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目 次=

1. 重大事故等情報=7件（5月12日～5月18日分）

- (1) 乗合バスの衝突事故
- (2) 乗合バスの車内事故①
- (3) 乗合バスの車内事故②
- (4) 貸切バスの衝突事故
- (5) 法人タクシーの死傷事故
- (6) 個人タクシーの衝突横転事故
- (7) トラックの追突事故

2. タクシー初乗り410 円の利用回数が約36%増加しました～東京の410 円タクシーの導入効果～【新着情報】

3. 軽井沢スキーバス事故を受けた対策の進捗状況について平成28年度末の進捗状況を公表しました。

4. 貸切バス事業者に対する街頭監査の実施及び監査・処分の状況について



【1. 重大事故等情報=7件】（5月12日～5月18日分）

(1) 乗合バスの衝突事故

5月12日（金）午後6時21分頃、大阪府の空港内の道路において、府内に営業所を置く乗合バスが回送運行中、後方から走行してきた乗用車に追突された。

追突のはずみで乗用車が路肩に突っ込み停止した。

この事故により、乗用車に乗っていた5名のうち1名が死亡し、4名が重傷を負い、当該バス運転者が軽傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故①

5月17日（水）午前8時05分頃、愛知県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客50名を乗せ運行中、当該バスの前方に車両が割り込んだため、運転者が急ブレーキをかけたところ、車内中央付近に立っていた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、当該バスが第1車線を走行していたところ、第2車線を走行していた車両が当該バスの前に車線変更してきたため発生した模様。

(3) 乗合バスの車内事故②

5月17日（水）午後2時45分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客15名を乗せ運行中、直前のバス停で乗車した乗客が車内を移動中に転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、当該バスがバス停で客扱い後に発車し、約20m進んだところで運転者が前の車に続きブレーキをかけた際、乗客が握り棒を掴みなおそうして手を離していたことで発生した模様。

(4) 貸切バスの衝突事故

5月15日（月）午後2時50分頃、兵庫県の県道において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客54名を乗せ運行中、センターラインを越えて進行してきた乗用車と衝突した。

この事故により、乗用車に乗っていた4名のうち1名が死亡し、3名が重傷を負い、貸切バスの乗客10名が軽傷を負った。

(5) 法人タクシーの死傷事故

5月17日（水）午後9時35分頃、北海道の市道交差点において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、左から横断していた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

現場は片側1車線の直線道路の交差点で、信号機及び横断歩道は設置されていなかった模様。

(6) 個人タクシーの衝突横転事故

5月18日（木）午前4時10分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く個人タクシーが運行中、交差点の青信号に従い進行していたところ、左から信号無視にて交差点に進入してきた軽トラックが当該タクシーの左側面に衝突し、はずみで当該タクシーが横転した。

この事故により、当該タクシー運転者と軽トラックの運転者が軽傷を負った。

(7) トラックの追突事故

5月18日（木）午後2時18分頃、愛知県の高速道路において、同県に営業所を置くトラックが運行中、渋滞のため停車していた軽自動車に追突した。

軽自動車は、更に前の別のトラックに追突し、合計5両が関係する多重追突事故となった。

この事故により、軽自動車に乗っていた3名のうち2名が死亡し、1名が重傷を負い、当該トラック運転者と関係車両の運転者1名の計2名が軽傷を負った。

上記7件の死傷者数計：死亡5名、重傷10名、軽傷15名（速報値）

月24日～28日)を集中期間とし、全国一斉(21箇所)に街頭監査を実施します。

2. 昨年12月に貸切バス事業者への行政処分基準を厳しくする通達改正を行い、4月14日までに146事業者に対し、臨店による監査を実施しました。その結果、営業所の全車両の使用停止や営業所で保有する車両数全体の8割の使用を停止する厳しい処分を行っています。

- ・ 全車両の使用停止：2件
- ・ 8割の使用停止：処分実施済み4件、処分手続き中45件

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000300.html



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/faq.html>)

*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30～12:00 13:00～17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は

改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

